動産及び無体財産の担保に関する法律

(2015 成立、2016 年 9 月 1 日施行)

第7条 担保物

不動産、各種類の株、証券、請求権、科学、文学、文化種類の創作物、新創作物、製品デザイン、商標、利益的なデザインおよび他の動産、無体財産は担保物になることができる。 担保物を売却して得た金銭、担保物から生じた果実は担保物に含まれる。

第9条 契約によって生じる担保権

設定契約により担保権が成立する

第10条 担保契約の内容

書面による契約でなければ無効

第13条 担保権の実行順番

保証付き担保は無保証の担保より優先

同種の担保のうちでは設定・登録時期が早いほうが優先

第23条 担保物を他人の所有に移転する

担保物を占有する設定者は、担保物を自由に譲渡できる

第26条 担保物の利用

担保契約に規定がない限り、担保権者の占有に移転していない担保の設定者は、担保物を目的に従って利用する権限を有する。

第34条 登録機関

動産及び無体財産の担保通知の登録担当行政機関は、この法律の規定に基づいて、電磁情報 ファンドに登録し、登録番号を与える。

第40条 担保通知の登録

担保は担保権者もしくはその代理人が電子情報として登録する。

第41条 担保通知の有効

公開時から有効。延長しない場合3年間有効。

第50条 担保権実行の通知を登録に記録し、他人の担保権者に通知する

第51条 担保権給付のための訴訟

担保権実行通知を登録したら、債権者は担保物の占有を自己に移すことができる。

占有を移せない場合には訴訟提起し、裁判官は、訴え提起から7日以内に、占有移転の決定を する。

第53条 担保請求の給付方法

売却、競売など

第54条 担保物売買による収入の分配

精算義務など

第55条 被担保権者の担保物を受け戻す権利